


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄			
件名	東大和市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市教育委員会教育長の給与等に関する条例 東大和市特別職職員の給与等に関する条例				
	部課機関	学校教育部学校教育課				
1. 要 旨						
<p>1) 改正の要旨</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(平成27年4月1日施行)により、教育長が特別職として取り扱われることに伴い、教育長の給料の額について、当該審議会にて審議可能としておくための改正。</p> <p>2) 施行日等</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>3) 影響及び効果</p> <p>改正後、当該審議会の開催等について検討する。</p>						
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)						
<p>文書課審査済</p>						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
<p>庁議終了後、速やかに条例改正の手続きを進めたい。</p> <p>上記の条例を改正する議案を、平成27年第3回市議会定例会に提案したい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。